

熊谷市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



©熊谷市

熊谷市



目 次

1	パートナーシップ宣誓制度の目的	1
2	宣誓を行うことができる方	2
3	宣誓に必要なもの	2
4	宣誓のながれ	4
5	パートナーシップ宣誓証明書等の再交付	6
6	宣誓内容の変更	6
7	パートナーシップ宣誓証明書等の返還	6
8	Q&A	7



1 パートナーシップ宣誓制度の目的

(1) 実施の背景

近年、性の多様性については徐々に社会的な認識が進んでいるものの、依然として、性的少数者(※)に対する差別や偏見によって、当事者の方が様々な困難を抱える状況は少なくないと言われています。

このことから、熊谷市では性的少数者の方に対する偏見や差別の解消等を目指し、多様性を認め合う共生社会の実現に向け、“熊谷市パートナーシップ宣誓制度”を令和4年4月1日から開始します。

パートナーシップ宣誓制度は、法律上の効果が生じるものではありませんが、この取組の趣旨について市民や事業者の理解が広がるよう取り組んでいきます。

※性的少数者…同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人など

(2) パートナーシップ宣誓制度とは

双方又は一方が性的少数者である2人の関係について、パートナーの関係にあることを証明する制度です。

パートナーシップにある2人の宣誓を、市が尊重し「パートナーシップ宣誓証明書」・「パートナーシップ宣誓証明カード」を交付します。

i パートナーシップとは

双方又は一方が性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行い、又は継続的な共同生活を行うことを約した関係のことをいいます。

ii 宣誓とは

パートナーシップにある2人が、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいいます。

2 宣誓を行うことができる方

双方または一方が性的少数者であるカップルが、次のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 双方が成年に達していること。(令和4年4月1日以降満18歳以上の方)
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ・ 双方が市内に住所を有している。
 - ・ 一方が市内に住所を有し、他の一方が宣誓の日から1か月以内に市内への転入を予定していること。
 - ・ 双方が宣誓の日から1か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む)又は双方以外のパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (4) 双方が民法に規定されている近親者でないこと(双方が養子縁組をしたことにより近親者となった場合を除く)。

〈近親者とは直系血族又は三親等内の傍系血族もしくは直系姻族の関係〉

直系血族…祖父母、父母、子、孫等

三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

3 宣誓に必要なもの

宣誓には、次のものが必要になります。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
 - ※ 個人番号(マイナンバー)、本籍、世帯主との続柄の記載を省略
 - ※ 発行から3か月以内のものを、1人1通ずつ提出
 - ※ 同一世帯の場合は1通で可
 - ※ (転入予定の方)宣誓時の提出は不要です。(2)をご確認ください。
 - ※ 熊谷市の住民票に記載されている方は省略することができます。
- (2) 転入予定住所が確認できる書類(転入予定の方のみ)

熊谷市に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類(転出証明書、賃貸借契約書の写し等)を提示してください。

また、転入後は「パートナーシップ宣誓事項等変更届」と住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出してください。

 - ※ 住民票の写し又は住民票記載事項証明書は、ご本人の同意がいただければ省略することができます。

(3) 独身であることを証明する書類(戸籍抄本、独身証明書など)

戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)又は独身証明書を本籍地市町村から取得し、1人1通ずつ提出してください。(発行から3か月以内のもの)

外国籍の方は、在日大使館等の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳(翻訳者の氏名を記入すること)を添えて提出してください。

※ 熊谷市に本籍がある方は省略することができます。

(4) 本人確認書類

次のいずれかを提示してください。

ア 1点の提示でよいもの

個人番号カード・運転免許証等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

イ 2点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳・学生証・社員証等のご本人が確認できる証明書等

※ 上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

● 通称を使用したい方

- ・ 通称を使用していることが確認できる書類

(社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上通用していることが確認できる資料を提示してください。)

● 子の名前を記載したい方

- ・ 宣誓しようとする方と子の関係が確認できる書類
- ・ 子の年齢が確認できる書類
- ・ 同居の事実が確認できる書類

※ 未成年の実子、又は未成年の養子に限ります。

※ 出来る限り、子も来庁し、関係書類に自署してください。子の来庁が難しい場合の記載にあたっては、子の意思を尊重していただきますようお願いいたします。

4 宣誓のながれ

① 宣誓日時予約

電話・メール・FAX・来庁のいずれかの方法で、宣誓を希望する日時の原則7日前(閉庁日を除く)までに宣誓日時の予約をしてください。

- ※ 宣誓日時・必要書類の調整・確認を行います。
- ※ 宣誓日時は、ご希望に添えない場合があります。
- ※ 必要書類(戸籍抄本の取り寄せなど)の取得には、時間を要する場合がありますので、ご注意ください。
- ※ 宣誓希望日時を、メール・FAXで送られた方は、人権政策課からの返信をもって予約完了といたしますので、ご注意ください。

【予約先・来庁時の窓口】

熊谷市総合政策部人権政策課

所在地:熊谷市宮町二丁目47番地1 熊谷市役所(本庁舎)3階

電話番号:048-524-1111(内線356)

F A X:048-525-9222

E-メール:jinkenseisaku@city.kumagaya.lg.jp

受付時間:月~金 午前8時30分~午後5時15分(祝休日、年末年始は除く)

② パートナーシップの宣誓

- 予約した日時に、必ず2人そろってお越しください。
- 必要書類(「3 宣誓に必要なもの」を参照)をご持参ください。
- 職員の面前で「パートナーシップ宣誓書」等を記入し、提出していただきます。
 - ※ 書類に不備や不足がある場合は、受付することができませんので、ご注意ください。
 - ※ 宣誓証明書等に、子の名前を記載する場合は、出来る限り、お子さんも一緒にお越しください。

③ 宣誓証明書等の交付

後日、宣誓書の写しを添えて、「パートナーシップ宣誓証明書」1通、「パートナーシップ宣誓証明カード」2枚を交付します。

- ※ 交付には1週間から10日程度を要します。
- ※ 郵送を希望する方は、ご相談ください。

【パートナーシップ宣誓証明カード】のイメージ

(子の名前を記載しない場合)

(内)


<p style="text-align: center;">第 号 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">熊谷市パートナーシップ宣誓証明カード</p> <p>熊谷市パートナーシップの宣誓に関する要綱第5条第1項の規定により、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。</p> <p>本人 <input type="text"/> パートナー <input type="text"/></p> <p style="text-align: center;">____ 様 ____ 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生 年 月 日生</p>	<p>戸籍上の氏名 ※通称使用の場合 本人 <input type="text"/> パートナー <input type="text"/></p> <p style="text-align: center;">____ 様 ____ 様</p> <p>次のいずれかに該当した場合は、届け出てください。</p> <p>(1) 宣誓書等に記載した内容に変更があったとき (2) 市外に転出されたとき (3) パートナーシップが解消されたとき</p> <hr/> <p>【特記事項】</p>
--	---

(子の名前を記載する場合)

(内)

<p style="text-align: center;">第 号 令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">熊谷市パートナーシップ宣誓証明カード</p> <p>熊谷市パートナーシップの宣誓に関する要綱第5条第1項の規定により、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。</p> <p>本人 <input type="text"/> パートナー <input type="text"/></p> <p style="text-align: center;">____ 様 ____ 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生 年 月 日生</p>	<p>戸籍上の氏名 ※通称使用の場合 本人 <input type="text"/> パートナー <input type="text"/></p> <p style="text-align: center;">____ 様 ____ 様</p> <p>パートナーシップを宣誓した者の子の氏名 ____ 様 ____ 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生 年 月 日生</p> <p>次のいずれかに該当した場合は、届け出てください。</p> <p>(1) 宣誓書等に記載した内容に変更があったとき (2) 市外に転出されたとき (3) パートナーシップが解消されたとき</p> <hr/> <p>【特記事項】</p>
--	---

(外)

<p>この証明カードは、お二人が互いをパートナーとして宣誓したことを、熊谷市として証するものです。 この証明カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。 この制度を利用する方の性のあり方（性自認、性的指向等）や、この制度を利用していることについて本人の同意なく他者に口外することはできません。</p> <p style="text-align: center;">熊谷市長 印</p>	<div style="text-align: center;">  <p>熊谷市</p> </div>
--	---

5 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付

証明書等の破損や紛失などの理由により再交付を希望される場合には、再交付します。「パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書」を提出してください。

※ き損、及び汚損の理由による再交付の場合は、既に交付済の証明書等は返還していただきます。

6 宣誓内容の変更

宣誓内容に変更があった場合、「パートナーシップ宣誓事項等変更届」に変更内容が確認できる書類を添えて提出してください。

なお、届出事項の変更に伴い、証明書等の再交付を希望する場合には、「5 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付」のとおり、併せて再交付も申請してください。

7 パートナーシップ宣誓証明書等の返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、双方または一方が市外へ転出した場合など、証明書等を市に返還する必要があります。

「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を返還してください。

8 Q&A

Q1 制度の利用に際し、プライバシーは守られますか？

A 提出された書類や記載されている内容等の大切な個人情報を守られます。宣誓の際は、プライバシー保護のため個室で対応することもできます。

Q2 パートナーシップ宣誓制度は、婚姻とどう違うのですか？

A 婚姻は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など、法律上の権利・義務が発生します。

一方、熊谷市パートナーシップ宣誓制度は、市の内部規定である「熊谷市パートナーシップの宣誓に関する要綱」に基づく制度で、法律上の権利や義務が発生するものではありません。

Q3 パートナーシップの「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？

A 「継続的な共同生活」とは、お互いが協力し合い、二人の生活において必要な費用を分担し、支え合う生活などです。

Q4 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A 宣誓証明書や宣誓証明カードの交付に費用はかかりません。

ただし、宣誓にあたって必要となる添付書類（住民票の写しや戸籍抄本など）の交付手数料は自己負担となります。

Q5 パートナーシップの宣誓は同性の二人しかできませんか？

A 同性カップルに限らず、双方または一方が性的指向又は性自認に係る性的少数者の方であれば、宣誓をすることができます。

Q6 養子縁組をしています。パートナーシップの宣誓をすることができますか？

A パートナーシップ宣誓制度は、法的効力が発生するものではありませんので、宣誓者同士の法的な関係やパートナーシップを築く目的で養子縁組をしている場合は、宣誓することができます。

Q7 同居していないと宣誓することができませんか？

A お二人がともに熊谷市に居住、もしくは熊谷市内に転入予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。

- Q8 熊谷市に住んでいなくてもパートナーシップの宣誓をすることはできますか？
- A 熊谷市のパートナーシップ制度は、市の要綱に基づき独自に行われるものであるため、お二人がともに熊谷市に住んでいることが必要です。
ただし、熊谷市に住んでいなくても、おおむね1か月以内に熊谷市内に転入する予定であれば、宣誓書を提出することができます。この場合、熊谷市に転入したあと、宣誓事項等変更届を提出してください。
- Q9 通称名で宣誓することができますか？
- A 性別違和等により日常的に通称名を使用している方は、通称名で宣誓することができます。通称名で宣誓する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かるもの(社員証等)を宣誓時に提示してください。交付する宣誓証明カードは、通称名、戸籍上の氏名が記載されたものになります。
- Q10 外国籍ですが、宣誓できますか？
- A 外国籍の方も、市民である、又は転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書(3か月以内に発行されたもの)など、独身であることを確認できる書類に、日本語訳(通訳者の氏名を記入すること)を添えて提出してください。
- Q11 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか？
- A 代理人による宣誓はできません。お二人そろって人権政策課の窓口にお越しください。
- Q12 宣誓証明書及び宣誓証明カードは即日交付されますか？
- A 宣誓書及び添付書類に基づき、宣誓要件を満たしているかどうか審査するため、概ね1週間程度お時間をいただきます。
- Q13 宣誓書と添付資料を郵送して、パートナーシップの宣誓をし、宣誓証明書と宣誓証明カードを交付してもらうことは可能ですか？
- A パートナーシップの宣誓については、ご本人確認が必要なため、郵送での手続は行っていません。宣誓者のお二人で窓口までお越しください。
一方、宣誓書を提出したあとの宣誓証明書と宣誓証明カードについては、郵送での交付も可能です。

- Q14 パートナーシップ宣誓証明書は、再交付できますか？
- A 宣誓証明書、宣誓証明カードを破損や紛失した場合、再交付申請書をご提出ください。再交付をいたします。
- Q15 宣誓書は何年間保存されますか？
- A 10年間保存します。その後に再交付が必要な場合は、あらためて宣誓をしてください。
- Q16 熊谷市外に転出するときはどうしたらよいですか？
- A 双方または一方が熊谷市外に転出すると宣誓の要件を満たさなくなりますので、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を返還してください。
- Q17 パートナーシップの関係を解消した場合は、どうしたらよいですか？
- A パートナーシップの関係を解消した場合には、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「宣誓証明カード」を返還してください。
- Q18 宣誓証明書、宣誓証明カードに子どもの名前を記載できますか？
- A 同居する未成年の子どもについて、宣誓証明書等に記載を希望される場合は、必要書類を添えて「子に関する記載事項届出書」を提出してください。子どもの名前を記載します。

熊谷市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き (第1版)

令和4年3月発行

熊谷市 総合政策部 人権政策課

〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1

電 話 048-524-1111(代表)

F A X 048-525-9222

E-mail jinkenseisaku@city.kumagaya.lg.jp